

「地域を支える建設業」検討会議 第45回全体会議 概要

1 日時

令和4年4月7日（木） 13時15分～15時15分

2 場所

ホテル国際21 3階 千歳の間

3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」。）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。ただし、建設部次長は「座長」。）

4 あいさつ

（1）田中建設部長（長野県）

- ・ 長野県建設業協会の皆様には、日頃から長野県建設行政の遂行に多大なるご支援をいただき感謝する。また、東日本建設業保証株式会社長野支店の清水様にはご多忙の中出席いただき感謝する。
- ・ 令和2年、3年と2年間座長をした中で印象的だったのが、東日本台風災害の復興対応で、災害時の対応で地域ごと課題がある中で、どのように解決するか議論したことが挙げられる。
- ・ コロナ禍の事業執行という中で、エッセンシャルワーカーである私たちがどのように働いていくかも議論した。その中で建設業協会が魅力ある、そして担い手が入ってくる産業になるためにICT活用、週休2日、担い手となる学生への就労促進等の取組をした。
- ・ 他には国土強靱化、5か年加速化や災害対応を円滑に執行するため議論した。
- ・ 令和4年度の予算では、防災・減災国土強靱化の予算を最大限活用して県土の強靱化を進めていきたい。また、補正予算については令和4年6月までに全ての公告を終えることとしたい。
- ・ そして手持ちの予算を含め建設部全体予算では、上半期に6割以上の契約を目指していく。
- ・ 円滑な事業執行のためには、建設業協会の協力が不可欠となっている。執行上の課題については意見をいただきたい。
- ・ 本年度取組の大きな柱としては、ゼロカーボンの取組がある。脱炭素社会の構築に向けて建設産業全体で取り組んでいく必要があると考える。住宅だけでなく、工事の施工、維持管理の中で脱炭素を進めていく必要がある。
- ・ これらの取組には地域を支える建設産業の発展が重要。DXを活用した生産性の向上、他の産業に負けない給与水準の目標に向かって取り組みたい。

- ・ さまざまな要望事項をいただいているが、これまで通りざっくばらんな意見交換を行い、どのような解決ができるか一緒に考えていきたい。

(2) 木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

- ・ 最近の話題は、国外ではロシアのウクライナ侵攻、国内では新型コロナのまん延、原油価格の高騰など国内の経済は不安定な状況。建設産業は地域住民の基盤づくりの産業として、災害復旧など地域の守り手として重要な役割を長年務めている。低迷する経済を活性化させるためには、国土強靱化に併せて、懸案となっている高速交通網の整備や施設の老朽化の更新など、地域住民が豊かで持続可能な生活を送れるように、必要な社会資本整備を着実に推進することが必要。国土強靱化では災害に対する対策、構造物の老朽化対策、生産性向上と働き方改革を効率的に進めるためのデジタル化の推進をお願いしたい。
- ・ 先日提出した要望書には建設資材の値上げ、落札率が5社未満だと低くなるなどの課題があるのでこの検討会で議論していきたい。「地域を支える建設業」検討会議も平成20年から始めており今回で14年目を迎えた。この検討会議の活動が、長野県の先進事例として全建ジャーナル2月号に掲載されている。他県、建設業界団体に良い影響になったと思う。建設行政の推進には、建設業界一体となった取組が必要であり、対話による情勢に応じた対応が必要となる。今後もこの会議を継続し、活発な議論、検討を行うことにより、社会の変化に柔軟に対応し、地域を守り支える建設産業として将来にわたって持続的に発展するよう取組みたい。本日は限られた時間の中で、実りある検討会になるよう活発な意見交換を期待している。

5 議 事

(1) 県からの報告事項（県から説明）

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 令和4年度当初予算について | 県資料1 |
| ② 次期総合5か年計画の策定について | 県資料2 |
| ③ 入札制度等の見直しについて | 県資料3 |
| ④ 公共工事電子契約の導入 | 県資料4 |
| ⑤ 公共工事設計労務単価等の改訂について | 県資料5 |
| ⑥ BIM/CIMの推進について | 県資料6 |
| ⑦ ICT活用工事の実施について | 県資料7 |
| ⑧ 建設産業の次世代を担う人材確保の取組について | 県資料8 |
| ⑨ 建設部におけるDXの取組について | 県資料9 |
| ⑩ 長野県住生活基本計画及び信州健康ゼロエネ住宅方針の策定について | 県資料10 |

・ 質疑応答

[協会]	<p>県資料③について、応札者無し、不調の原因としては、現場事務所の設置場所がない、現場自体が狭い、または水はけの悪い日陰の現場などリスク回避の観点から避けた結果なのではないか。</p> <p>以上の問題の解消として、施工確保や発注時期の配慮をお願いしたい。それにより不調が減るのではないかと思う。</p>
[県]	<p>不調不落を減らすため、施工確保の取組み、リスク回避、発注時期の配慮等について、各発注者へいただいた貴重な意見を伝えていく。</p>
[協会]	<p>若手技術者の配置による評価点の見直しの目的は何か。</p>
[県]	<p>若手技術者の配置が進んでいないことから、評価点を 0.25 から 0.5 へ拡大することで、若手技術者を主任技術者に配置することを促進する。</p>
[協会]	<p>建設業協会の調査では、40 歳以下の技術者はとても少ない。</p> <p>30 歳以下の技術者が居ない会社は長野県建設業界で 53% という現状。</p> <p>この改定では、偏った受注になってしまうのではないかと懸念されるため、今後実情を良く把握して欲しい</p>
[県]	<p>試行の状況を分析し、意見交換しながら見返していきたい。</p>
[協会]	<p>今後試行の中で内容を確認して欲しい</p> <p>建設業協会では 5, 6 年前から若手の掘り起こしに力を入れている。それは工事発注件数の安定や、労務単価の引き上げから落札率が上がり若手を育てる余裕ができたことが要因だと思う。</p> <p>しかし今後、普通科高校を対象に就労を促す場合、普通科高校では資格を取るのに時間がかかり過ぎ、29 歳程にならないと取得資格が得られないことが問題である。</p> <p>資格取得の年数を国から見直しの案も出てきたので、今後は官民一体となってこの問題に取り組まなければならない。</p> <p>若手技術者を加点する工事の対象はどうやって決めているのか</p>
[県]	<p>明確な決まりはなく、各発注者が試行案件として決めている。</p>

(2) - 1 協会からの要望事項 協会資料 No. 1

① ポストコロナを見据えた公共投資について

[協会]	<p>国土交通省では、令和 4 年度予算の内、公共事業関係費で 5 兆 2,480 億円を予定されており、以下の 3 点を柱にされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国民の安全・安心の確保 2) 社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大 3) 豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり <p>また、県におかれましても令和 4 年度当初予算で投資的経費 1,535 億円を要求されているところであり、令和 2 年度に引き続いての公共事業予算の確保に対しまして御礼申し上げると同時に、明日の建設業の担い</p>
------	--

	<p>手を確保・育成して、将来に亘り建設業の使命を果たすためには、経営基盤の強化、経営の安定化が必要であり、特に、ポストコロナを見据えると民間に投資意欲と余裕がない時にこそ公共投資によるインフラ整備により内需を拡大し、地域経済の活性化を図ることが急務であると考えられますので、公共事業予算の持続的・安定的な確保をお願い致します。</p>
[県]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設部では、最終年度を迎える「しあわせ信州創造プラン 2.0」の総仕上げに向け、「災害等に強い県土づくり」や「持続可能で快適なまちづくり」に重点的に取り組むほか、2050 ゼロカーボンに向け、「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき、建物分野での取組を推進することとしており、1月補正予算を含め積極的な公共投資に努めているところです。 ・ 公共投資によるインフラ整備には、安全で安心して暮らせる県土づくりはもとより、移動時間の短縮等により生産性を向上させる効果や、基盤整備により生活の質を向上させる効果があります。 ・ また、公共投資は、建設業の皆様の経営基盤の強化や経営の安定化につながるほか、生産、雇用、消費といった経済活動が派生的に創り出され、経済全体を拡大させる効果もあります。 ・ これら公共投資による効果から、コロナ禍やその後のポストコロナにおいても、観光産業の復興や地域の活力を取り戻すことに繋がり、公共事業の経済効果は大変高いと認識しております。 ・ このため、今後も必要な公共事業の予算をしっかりと確保するとともに、国に対しても、当初予算において必要な予算を安定的・継続的に確保するよう、引き続き、あらゆる機会を捉えて要望し、地域の守り手として重要な役割を担う建設業が持続的に発展していけるよう努めてまいります。

② 優良技術者表彰について

[協会]	<p>この度、県におかれましては 2021 年度の優良技術者表彰の受賞者を発表されましたが、一般部門 62 名のブロック別内訳をみると、長野 20 人、北信 12 人と 2 地区で 32 人（52%）と偏りが見られ、また、成績点についても同様の傾向となっております。</p> <p>第 43 回全体会議におきまして、表彰制度の見直しに当たっての課題*を挙げさせていただきましたが、今回の表彰結果について県としてどうお考えか、ご見解をお聞かせ願います。</p> <p>また、インセンティブ設定については、この様な状況を踏まえ改善をお願いいたします。</p>
------	---

[県]	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 3 年度評価方法の見直しでは、従前の申請方式での説明資料作成や2次評価の面接等、技術者の負担が大きかった事務を軽減し、現場の出来ばえや施工管理の取組を重視する評価としました。 ・ 過去5年のデータを検証すると、大きく傾向が異なるとは判断できませんでした。 ・ 今回は、技術者から提出書類の作成や面接準備等の負担が改善されたという評価も頂いています。 ・ 引き続き、今回の方法を実施し課題等を見極めてまいります。 (長野県提出資料別紙参照) <p>・ インセンティブの設定については、現場の技術力向上から、成績点も向上しているため、技術者要件において実績等を適正に評価できるよう検討してまいります。</p>
[協会]	<p>評定点の中に評定者の主観が入ることがあるのではないかな。 工種ごとの評定点の偏りをなくすための、評定が必要なのではないかな。</p>
[県]	<p>評定点について今後検討していきたい。</p>

③ 応札者5者未満の「失格基準価格」算定フローについて

[協会]	<p>このことについて、以前から見直しを要望させていただいているところですが、令和3年10月1日から令和4年2月7日までの建設事務所、砂防事務所の土木一式の開札結果は別添のようになっています。</p> <p>総合評価、受注希望型ともに全体平均落札率より5社未満の平均落札率が若干上回っておりますが、5社未満で落札率92.0%から94.0%の領域に多く分布している傾向があります。</p> <p>平成29年度から入札参加者数が減少しており、令和2年度の受注希望型入札の入札参加者数は3.8者というように、5者未満の入札が現在の市場を反映していると考えられます。</p> <p>現在の失格基準価格の算定フローは5者以上か、否かで分かれておりますが、5者未満の低入札価格調査基準価格92.0%と失格基準価格89.5%の引き上げも含めて、算定フローを見直す必要があると考えられますが、ご見解をお聞かせ願います。</p>
[県]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失格基準価格の算定では、5者以上の応札であれば市場性を反映した妥当性のある失格基準を算出できると考え、使い分けしているところで ・ 令和2年度の5者未満の平均落札率は95.9%で、協会資料でも受注希望型競争入札では96%を越えた平均落札率となっており、低入札調査基準となる92%の影響はうけていない状況です。引き続き入札状況を注視してまいります。

④ 国土交通省における一般管理費等率と低入札調査基準の改定について

[協会]	<p>国土交通省では、令和4年度から円滑な施工体制の確保に取り組める環境の充実等を図る観点から直轄土木工事で適用する一般管理費等率を改定されました。設定範囲毎の率は異なりますが、直接工事費1億円の河川工事の場合、一般管理費等率は約1.4%の増になると試算されております。</p> <p>また、低入札価格調査基準の計算式を令和4年度から改定され、現行の一般管理費等の参入率0.55を0.68に引き上げられます。ダンピング対策としての機能を持つ低入札価格調査基準の改定の背景として、最近の諸経費動向調査の結果に基づくとともに、企業として継続するために必要な経費を反映したとされております。</p> <p>県におかれましては、令和元年度(2019年度)に工事失格基準価格をそれまでの87.5~92.5%を89.5~94.5%に引き上げていただきましたが、国の動向を踏まえて失格基準価格の改定についてのご見解をお聞かせ願います。</p> <p>また、一般管理費等率の改定の予定についてお聞かせ願います。</p>
[県]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の失格基準では、企業の適正な利潤の確保を図るため、H27年度より一般管理費を0.75へ引き上げ運用しているところです。 ・ R2年度の平均落札率は95.5%で、全国平均(93.7%)、隣接8県平均(95.2%)を上回り、また、県内建設業の売上高営業利益率の大幅な改善がみられていることから、失格基準を見直す状況にはないと考えております。引き続き、入札状況や建設業の経営状況に注視してまいります。 ・ 一般管理費率の改定については、建設部においても令和4年4月1日からの適用をしているところです。
[協会]	<p>景気と仕事量から価格の変動が起きた際は、再度検討して欲しい</p>

⑤ 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について

[協会]	<p>国土交通省では、令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式によるすべての調達を対象として、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置を実施されます。大企業では3.0%以上、中小企業では1.5%以上、従業員への賃上げ計画を表明する企業が対象となりますが、背景には新しい資本主義実現会議での緊急提言がございます。</p> <p>この制度に関しましては、当初の制度内容に対して地方建設業界から建設業特有の事情が考慮されていない等、賃上げの実行可能性に問題があるとの指摘が相次ぎ、制度の運用通知が発出された経緯がございます。</p> <p>県におかれまして、この制度を採り入れるご予定についてご教示願います。</p>
------	---

	<p>す。</p> <p>また、採り入れる際には地域の建設業の経営状況を十分考慮して慎重に検討していただきますようお願い致します</p>
[県]	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の設計労務単価は10年連続の引き上げとなりました。工事に従事する者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げていくことが重要と考えております。 総合評価落札方式での加点措置については、地域の建設業の経営状況や賃上げ等の状況を考慮し、皆さんの声を聞きながら慎重に検討してまいります。

⑥ 建設発生土の適正処理について

[協会]	<p>国土交通省は今国会に盛土規制関連法案を提出しておりますが、宅地造成規制法を改正し、土地の利用区分に関わらず人家に影響を及ぼす可能性のある盛土を許可制にして規制の網を広げる内容となっております。建設発生土の適正処理は今回の法改正とは別に対応を検討するという一方で、「再生資源利用促進計画」の運用改善について同時に検討されておりますが、厳しい内容になるものと思われまます。</p> <p>県におかれましても、「盛土等による土砂災害の防止に関する条例（仮称）」（案）を検討されておられ、盛土等を行う行為の許可等に「国、地方公共団体などが発注する盛土」は除かれています。任意での処分の残土処理も含まれるのか、不明確です。施工中の現場においては、残土の仮置き等も発生しますので、これらについて除外していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、前回の全体会議でも要望しておりますが、残土処分地については発注機関で確保していただきますようお願いいたします。</p>
[県]	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事での建設発生土の処理は、ストックヤードでの盛土等も含め条例に伴う許可等から除外されております。 県建設工事の発生土は、契約後に受入地を協議する場合も含め、指定処理としており、費用の計上も含め適正な処理を推進していきます。 県では、令和3年12月に「土木工事現場必携」を一部改定し、新たに協議内容を定め、受入地がストックヤードの場合も含め、建設発生土の適正な処理に取り組んでいます。 受入地の確保については、新たな取り組みとし令和4年1月に「長野県建設発生土受入地地域連絡会設置要領」を作成し、県内13地域で連絡会の設置を進めております。3月末現在で、11地域が市町村と連絡会

	<p>を設置しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会では、公設ストックヤードも含め受入地の確保を進めています。 ・発注者も受入地の確保に努めてまいりますので、皆様も引き続きご協力をお願いします。
--	---

⑦ 建設資材単価の単価について

[協会]	<p>関東地方整備局管内の建設資材価格の需給状況をみますと、ウッドショックにより木材の需給がひっ迫しており、コンクリート製品もややひっ迫の状況です。県内においては、尿素水の需給がややひっ迫しておりますが、セメント価格は1月出荷分から値上げされており、また、骨材価格も更なる上昇が見込まれております。これらを原材料とする生コンクリート価格の販売価格も値上がりが見込まれる情勢です。</p> <p>県におかれましては、生コンクリートの実勢価格を適切に調査されまして値上がりが確認された場合には、早期に設定単価に反映していただきますようお願い致します。</p> <p>また、単価改定までの間は受注者の負担となりますので、遡っての変更についてご検討願います。</p>
[県]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生コンを含め、各資材の価格の動向につきまして、継続した調査を実施し、市場での実勢価格の変更が確認されたら、速やかに設計単価に反映してまいります。 ・ また、設計単価が改定されるまでの間において、設計単価と実勢価格の間において乖離が生じたことによる不調・不落が生じた、或は生じる恐れが見込まれる場合は、見積り活用方式による予定価格の設定を行ってまいります。 ・ なお、契約後の資材価格の急激な変動に対しましては、単品スライド条項により対応してまいりますので、詳細は監督員と協議をお願いします。

(3) 各分科会からの報告

(各分科会座長からの報告)

① 技術力の確保・向上分科会 分科会資料 No. 1

概要・ 要望事項	<ul style="list-style-type: none">・労務単価の改定 (R4. 4. 1) について・現場の状況に応じ、時間的制約を受ける積算方法の適用をお願いしたい。・協会調査で 30 代以下は、0 人の社が 53%、1 級土木保有は全体の 1%・各学校への建設業における就労促進の取り組みはぜひ続けてほしい。
課題	<ul style="list-style-type: none">・時間的制約を受ける積算方法の周知が不足している。・若手技術者の就業促進に加え、技術力の向上が必要・担い手確保に向けて取組を共有、全県への展開
今後の 検討事項	<ul style="list-style-type: none">・時間的制約を受ける積算基準について周知を図るとともに、具体的な積算事例等の基準作成について検討してまいりたい。・技術力向上の問題点の洗い出し、課題の検討を進めてまいりたい。 (30 歳以下の総数が少ないほか、資格取得率がよくないのか確認など)・中学生等への就業促進の全県への拡大、さらなる取組に向けて意見交換を継続してまいりたい。

② 維持管理・危機管理分科会 分科会資料 No. 2

概要・ 要望事項	<ul style="list-style-type: none">・除雪業務における固定経費の検討について報告。・大規模地震を想定した道路パトロール訓練の実施状況を報告。県災害情報共有システム活用の拡大について意見。(訓練での県システム活用実績 5 割)・災害時の応急対策業務に関する細目協定の作成・更新状況を報告。・総合評価落札方式の若手技術者の配置(試行)、ICT 活用の加点見直しについて報告。若手技術者の配置や ICT 活用の課題について意見交換。
課題	<ul style="list-style-type: none">・除雪業務の積算・若手技術者の配置(試行)や ICT 活用等へのインセンティブ・災害復旧工事対応による実績や成績取得状況に対して検討していくため、アンケートにより把握していく。(今後調査内容を検討)
今後の 検討事項	<ul style="list-style-type: none">・小雪時の固定経費の課題に対し詳細な検討・総合評価落札方式における加点のあり方(若手、ICT 等)の検討・災害時における入札制度の課題について分析のためのアンケート内容調整

③ 施工・品質確保分科会

分科会資料 No. 3

<p>概要・ 要望事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 活用の工事成績に関し、現場技術者自らが3次元測量し活用することは外注より意味があるため加点を要望したい。 ・ BIM/CIMについて、大規模事業は、R4以降原則測量段階から活用する。 ・ 技術者セミナーでCPDSの取得が可能な方法を要望したい。 ・ 優良技術者表彰について、R3表彰結果は地域に偏りがあると指摘。また金額が低い工事等に配慮した選定方法を要望したい。 ・ CCUS登録状況について、協会員は47%で全国平均より16%高い。 ・ 残土処分に関し、発注者による指定を原則とし、各現地機関で受発注者でも協議会を設置し取組みを要望したい。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT活用工事普及や内製化の促進。遠隔臨場活用の促進。 ・ BIM/CIM活用モデルの予定箇所や発注時期の公表、活用箇所の拡大 ・ 「信州BIM/CIM推進協議会」の測量・設計部会と「BIM/CIM専門委員会」（建設部会）の連携調整を図る ・ BIM/CIM推進に向け、モデル工事の共有、各部会の連携、受発注者相互のスキルアップが必要 ・ 技術者のスキルアップ（CPDS取得促進、技術研修の機会確保）の進め方 ・ 優良技術者表彰について、地域の偏りや工事成績評定点の配分等研究 ・ CCUSは、下請け企業等に、より浸透していくためのメリット等の明確化 ・ 建設発生土の受入地の確保 建設発生土の民間受入地公募の周知と活用。 建設発生土の官民有効利用マッチングシステム登録の普及と活用 地域連絡会において市町村等と連携し、民間造成地等を含め受入地の確保
<p>今後の 検討事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT活用や遠隔臨場は普及に向けた事例共有や効果検証、BIM/CIMは各部会における情報共有とスキルアップを連携して取り組みたい。 ・ 優良技術者表彰は、公共工事の品質向上と担い手の確保、育成に繋がるようよりよい選定方法等について意見交換してまいりたい。 ・ CCUSについて、国の取り組みを参考に、皆様の意見を頂きながら活用を進めてまいりたい。 ・ 残土処分地は、民間受入地公募や官民マッチングシステムの活用、さらに13地域で開催される地域連絡会により受入地の選定や課題への対応を検討してまいりたい。

(4) 講評（東日本建設業保証株式会社 清水支店長）

- ・ 令和3年度の長野県発注工事の前払いの保証実績は1516件となり、対前年度比4.6%減となっている。また、請負金額は699億円となり、対前年度比で20.8%減となっている。
- ・ 令和3年度の長野県内で実施している工事の内、前払い金保証実績は3808件となり、対前年度比で6.6%減となっている。また、請負金額は2291億となり、対前年度比で12.3%減となっている。
- ・ しかし直近10年の中では、令和2年に続く実績となっている。
- ・ 小冊子の提供について案内する。

以 上